平成２７年（フ）第２７９号
福井市本堂町第89号６番地162
債務者　水澤まどか
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
福井市高木中央２丁目3406番地　高木フリージア307
債務者　吉村　大樹
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
奈良県橿原市山之坊町102番地の７
債務者　山本しづか
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
奈良県御所市大字東松本374番地の３　６号
債務者　福村　豊海
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９９号
奈良県橿原市東坊城町467番地の４　坊城セジュール203号室
債務者　柿阪　香里
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６０５号
北九州市若松区久岐の浜２番４―202号
債務者　西田　誠一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４４号
北九州市門司区二夕松町４番225―502号
債務者　藤光　章子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４８号
北九州市門司区北川町７番４―506号
債務者　原本　延子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６５４号
北九州市八幡西区大浦２丁目６番３号（山本ハイツ303号）
債務者　那須　裕之
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６６１号
北九州市小倉北区片野４丁目４番26―401号
債務者　止野　秀章
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０号
佐賀県伊万里市東山代町天神2566番地
債務者　牧瀬　正幸
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１号
佐賀県伊万里市東山代町天神2566番地
債務者　牧瀬　智子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１号
石川県加賀市松が丘３丁目18番地２
債務者　澤崎　亮輔
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５７７号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町10番35―406号
債務者　切原真理子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２３号
兵庫県西宮市甲子園五番町９番29号　ジェルメ甲子園201号
債務者　松尾　　彩
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７３号
兵庫県尼崎市東本町３丁目６番地の５
債務者　中野　真一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８７号
兵庫県尼崎市梶ケ島18番２号
債務者　西村サツキ
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９８９号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番29―46号
債務者　藤田　慶子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部